主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人渡辺文雄の上告理由について

原審が適法に確定したところによれば、(一) 上告人は、明治四五年二月五日、 被上告人B1とDとの間の婚姻外の子として出生し、その後被上告人B1と結婚し たEが上告人を不憫に思い、大正九年六月八日、自分の子として認知の届出をした、 (二) 上告人は、被上告人B1の養親であるFと共に暮らし、Eの家業を手伝つて いたが、昭和二九年ごろ、Eと被上告人B1との子である被上告人B2が事実上の 婿養子であるGと結婚したころから上告人とE、被上告人らとの間は漸次円満を欠 くようになり、被上告人らは、上告人との身分関係を明確にする必要を感ずるよう になつた、(三) そのうち E が昭和四七年一二月二一日に死亡し、上告人が被上告 <u>人らを相手方として東京家庭裁判所に対し、Eの遺産分割の調停の申立てをしたた</u> め、被上告人らは、上告人を相手方として同裁判所に対し、認知無効確認の調停の 申立てをし、それが不調となつたので、昭和四九年六月二七日、本件訴えを提起す るに至つた、というのである。このような事実関係のもとにおいては、認知者の妻 及び子の被認知者を相手方としてする認知無効確認請求が、たとえ被認知者の実母 である右妻において認知後五十数年の間、認知者と被認知者との不真実の親子関係 を放置しており、かつ、認知者の死亡後になされた<u>ものであるとしても、右請求権</u> <u>の行使は信義に反せず、したがつて権利の濫用に当たらないとした原審の判断は、</u> 正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用するこ とができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主

文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

郎	_	喜	塚	大	裁判長裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官
夫		_	本	栗	裁判官